

第 3 回自治体連携部会
電子都市構築に関する懇談会

平成 1 4 年 2 月 2 7 日（水）

東京都総務局 I T 推進室

午前10時04分 開会

○木谷室長 おはようございます。大変朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございました。今、座長からお話のあったとおり、須藤先生から「もしかしたらだめになる」という緊急の連絡が入ってしまして、自分がやはり主催する会合は、そちらが欠席できる予定がどうにもならないということらしいです。意見については事前に伺っていますので、それを含めて私の方できょうの司会をしたいと思います。

それでは、早速に開会させていただきたいと思います。

きょうは、総合行政ネットワーク（LGWAN）の構築、それから共同開発運用の枠組み、これは都区市町村ですけれども、それから自治体連携部会の骨子について検討していきたいと思います。

では、事務局からきょうの配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 おはようございます。それでは、資料の確認をさせていただきます。

自3-1ですが、総合行政ネットワーク（LGWAN）の構築についての案でございます。

次に自3-2でございますが、共同開発運用の枠組みについての案でございます。

次に自3-3ですが、自治体連携部会の骨子の案でございます。

自3-4ですが、今後のスケジュールの案でございます。

そのほか参考資料といたしまして、自参考3-1都区市町村電子自治体共同運営協議会（仮称）要綱でございますが、これは2月7日に私ども、区市町村に説明会を開きまして共同運営につきましたの会議をこれから立ち上げるわけですけれども、そのときに案として配りました協議会の要綱でございます。

それから自参考3-2としまして、都民の方からの意見をまとめたものでございます。

最後に自参考3-3ですが、これまで懇談会ですとか部会の関連記事をまとめたものでございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○木谷室長 それでは、早速に検討課題に入りたいと思います。

初めに、総合行政ネットワークの構築について事務局から説明いたします。

○福田課長 それではお手元の資料の自3-1に基づきまして、ご説明させていただきます。

これまでは、幾つかの議論の中で L G W A N の議論があったわけですが、これについて東京都としてどういう格好で構築していくか、あるいは L G W A N と接続していくかということについての考え方を少し整理してみました。

それで、これについてご議論いただきたいと思っております。L G W A N につきましては、総合行政ネットワークということで平成 15 年 4 月以降、自治体以下あるいは自治体と国の間で電子文書の交換とか、あるいは電子申請等の機能が実現されるということで、極めて今後の地方行政にとって大きな役割を持ってくるということでございます。

それで、これをどういう格好で整備していくかというのが問題でございます。これまでのところ、L G W A N につきましては全体の仕切りとして自治体がお金を出し合っというネットワークをつくり、その運用を地方自治情報センターが運営するというところでございます。

したがって、その自治体の方ではこのネットワークに接続するために、自分の区市町村、あるいは都から、アクセスポイントまでの専用回線を設置するというような格好で対応するというふうになっております。

別の観点で少しネットワークの構築ということを見てまいりますと、東京都におきましては今、防災行政無線というのを整備しているのですが、実はこれが平成 17 年から 18 年度の完成を目指して高速大容量化するという方向で再整備を検討しております。

それから都庁において、本庁と事業所を結びいわゆるスーパーバックボーンというネットワークを整備しているのですが、これを平成 14 年度までに構築するというような状況にあります。

このような状況を踏まえると、このネットワークについて、次のような 2 段階で考えていったらどうかというのがご提案でございます。

まず 1 つ目は、今、区市町村においてやられていますように、アクセスポイントまでの間を 128 キロ程度の専用線でそれぞれの区、あるいは市町村がアクセスポイントまでの間を整備していただくと。

それから先ほど申しましたように、この L G W A N の中でいろいろなサービスが行われてまいりまして、このネットワークのトラフィックが将来的には相当規模までふえていくということが考えられますので、そのネットワークのトラフィックの状況を踏まえて、先ほども申しました防災行政無線というのを有効活用すると。あるいは、都の、先ほど申しましたスーパーバックボーンというようなものを少し活用するというような方向も視野に

において、費用対効果という観点からいろいろなベストミックスというのを考えていったらどうかというのがご提案でございます。

以上です。

○木谷室長 それではご自由に、ご質問なりご意見に入りたいと思います。いかがでしょうか。

○後藤委員 三鷹市の後藤でございます。2のネットワークのあり方の中で、14年度までに構築する予定のスーパーバックボーン、これは本庁舎と事業所をとということなんですが、これが区市町村の方にも接続の可能性があるのかどうかということをお尋ねしたい。

それからもう1点。防災行政無線、これは区市町村間でのネットワーク、重要な役割を果たしていると思うのですが、こちらについて17年から18年の高速大容量化、このあたりを具体的にどの程度の速度のものが予定されているのか。もし、わかりましたら教えていただけるとありがたい。

○福田課長 最初の質問については、基本的にはこれは今の時点では東京都庁のLANという位置づけでございますので、東京都の事業所を結ぶということで、区市町村との間の接続は考えておりません。これは、もしも区市町村との間を結ぶということになると、いろんなファイアウォール等の関係で相当規模のコストがかかるということで、先ほど申しましたように128キロ程度の回線容量で十分だというような状況であれば、余りコストエフェクティブな方法だとは思えません。

したがって、先ほど申しましたように、少しトラフィックがふえて、この128キロではちょっと使い物にならないという状況の中でファイアウォール等を設置して、都庁のLANという位置づけではなくて、もう少し区市町村を巻き込んだネットワークという位置づけのものを考えていくのが合理的なのかなというのが、最初のご質問に対する答えでございます。

○小宮山係長 それで、防災行政無線についてご説明いたします。現在の防災行政無線は区市町村関連は最大1.5メガ程度の容量を考えております。老朽化とか新たなニーズに対応ということで、現在自主設計を進めておりますけれども、17年度、18年度に完成する防災行政無線は13メガを想定しております。

以上です。

よろしくお願いいたします。

○木谷室長 スーパーバックボーンはどれぐらいになるんですか。

○小宮山係長 現在、スーパーバックボーン 100 メガ、場所によっては 10 メガを整備しております。

○木谷室長 よろしいでしょうか。

○唐津座長 ちょっと。私、大昔に防災無線をやっていたんですけど、今は周波数は何メガを使っているんですか。

○小宮山係長 400 メガとか、2 ギガヘルツ帯とか 7.5 ギガヘルツ帯とか 12 ギガヘルツ帯、用途または電波の到達距離とかコンテンツの関係で周波数を使い分けております。

○唐津座長 なるほど。だから使い方はばらばらですね。

○小宮山係長 一応、総務省の方から、免許方針がありますけれども、その範囲の中でその周波数の特質を見きわめながら、目的を達成するために選定しております。

○唐津座長 じゃあ、周波数の配分としては、だいたいいいところですか。

○小宮山係長 今のところは間に合っております。あとは有限資源、限界がありますので、100%満足するというわけにはいきませんですけども、一応目的は達成しております。

○唐津座長 それは結構です。昔は 400 しかくれなかったんですね。それで散々苦労しまして、今それだけ周波数ふえたなら結構です。

○木谷室長 ほかにいかがでしょうか。

○後藤委員 三鷹市の後藤でございます。先ほどの音域帯での細かい距離をいろいろとお尋ね申し上げたんですけども、第 1 段階 128 キロ程度の回線、これは現状の総合行政ネットワークで想定されているやりとりというのが、基本的にテキストベースといたしますか、そういうものが多いのかなというふうに私自身も感じておりますので、ここからスタートする、様子を見ながら適宜広げていくということで問題はないと思っているんですが、ただ一方で世の中を挙げていわゆるブロードバンド時代がやってくるということで、特にいわゆる動画系のやりとりというものが、これから相当数考えられてくるのではないのかなというふうにも感じているところなんです。

そういう意味では、ふえたときに急にそのときに対応するというよりは、ある程度見通しを立てて、広帯域化のことについてもぜひ検討を進めていった方がいいのではないのかなというふうに、ちょっと思いました。

○木谷室長 非常に大事なポイントなんですけど、いかがでしょうか。

島田先生、お願いします。

○島田委員 科学技術大学の島田です。これはきょうの委員長の須藤さんに聞いた方が良

かったしれません。僕はもともとは総合行政ネットワーク、それから住基ネットワーク、その二重通し専用線ということについては、無駄なものをやってくれるなと僕は思っていたんですよ。やる以上は、うまく生かす方法で使わなければなりません、その場合に、これはどなたに聞いたか。総合行政ネットワーク……住基も今度、きのうあたりの新聞によると、適応業務を今後とも拡大していくという計画なんですよ。総合行政ネットワークと住基のネットワークの切り分けがまだはっきりしないところがあるんだ、僕らが見てもね。それはどういうふうに切り分けしてあるのだろう。

住基は、住民基本台帳をベースに発展させている。それで総合行政ネットワークはどちらかというと、行政機関内部の公文書電子申請あるいはいろんなケース、事例を分掌していく。この辺、総合行政のトラフィック量なども想定されているんですが、実際どれくらいあるのか。これは使う場合の今後の制約がどの程度、制約というのは今は行政機関だけですけれども、例えば、企業とか個人が申請するのにも使う可能性はできるのかどうかというようなところですね。というのは外国、特に北欧の事例なんかですと、もう企業も個人も結びつけるのを実験しているんですよ、行政が。そういうことから日本のこの総合行政のネットワーク、住民基本台帳の切り分け、それから総合行政ネットワークは住基よりも僕は制約は少ないと思うんですよ。そういうことですけれどもその範囲は企業その他、どういうことになっているのか、須藤さんが仕掛け人ですから、彼に聞いた方が一番良かったんですけれども。

○木谷室長 須藤先生には改めて連絡を取った上で、多分いろんなことを考えておられると思いますが、事務局の方から今の点についての回答がありますか。

広域ネットワークの田口副参事がお答えします

○田口副参事 IT推進室の広域ネットワーク担当の田口です。よろしくお願いします。

最初の住基の住み分けというか違いなんです、住基の方は、基本的には住民票というか、住民基本台帳のデータだけを流すということで、本当に個人情報だけになっていますので、まったくほかのものは入れないというのが基本的な発想になっていまして、LGWANの方はそういうものにとらわれずに行政上のデータといいますか、公文書も含めていろんなものを流せるというような仕組みになっていると考えています。

それから、どのぐらいのデータ量が流れるかというのは、なかなかにはわからないところがあるんですが、当初は、基本的には公文書の公開みたいなものが、先ほど後藤室長の方からあったようにテキストデータの送信中心になると思いますので、さほどないのかな

と思っているのですが、将来的には L G W A N の中でいろんなことができるようになると考えています。それは島田先生が先ほどおっしゃったように、行政以外で民間のところにどうつながるかということで、一応つながり仕組みはできてますので、サービスを受ける側が行政機関に限られていて閉じているということなんです。例えば、A S P のような形で民間企業がいろんなサービスを提供するということは可能な仕組みになっております。そうすると、その L G W A N 上で例えば電子申請をやるとか、いろんな電子入札の情報を流し合うとか、そういうことも可能になってきますので、そういう面では結構幅広く使われてくる可能性があります。そうすると、このトラフィック量も結構増加してくるという関係にあるのかなと思っております。

○木谷室長 補足があれば。

○福田課長 そのとおりなんです。考えておかないといけないのは、電子申請とかいわゆる電子調達というようなことをやった場合、図面とかあるいは添付資料とか、画像情報といったか、添付ファイルというようなものになってまいりますので、おそらくこの申請が始まればそんなに時間が経たないうちに、この 128 キロでは多分容量が不足してくるのではないのかなという感じはしております。

○木谷室長 ほかにありませんか。

○唐津座長 ちょうどいいチャンスなので、ついでにちょっと聞きたいんですが、今、防災センターは何階ですか。15 階？ 大きな部屋があるでしょう。

○事務局 9 階です。

○唐津座長 僕はあれができたとき、行ったらパソコンがそのまま置いてあったの。それで、僕、地震がきたらこのパソコン、みんな飛んでいくねと言ったらね、慌ててベルトで締めたことがあるんですよ。だから最近、私は見てませんのでね、防災センター、ちょっと見ておいてくださいよ。何年か経つと忘れちゃうのね。

○佐々井課長 今は完全に固定化されてます。

○唐津座長 固定化されいるんですね、じゃあ大丈夫ですね。

○尾関委員 練馬区の尾関です。2 つ。1 つはちょっと動きがわかりませんので教えていただきたい。1 つはこの 3 - 1 で出ているように、第 1 段階、第 2 段階に分けて、とにかくつなげるということで割り切るという考え方で第 1 段階をやるんだということは、まずやはり明確に出さないと。そのあとの問題というのが出ないと思います。L G W A N のところに A S P でいろんなものがのってくるというようなことを、それから外との関係とい

うのは、例えば今の東京都と各区の間の文書交換を見ても、例えば民間の事業者さんが出したものを添えて送るなんていうのはたくさんあるわけですし、いくらでも需要は多分出てくるだろうと。ただ、それは承知しながら第1段階としてはこうだ、ということ、まず明確に出す必要があるんじゃないか。その利益は、私はあるだろうというふうに思うから、その点だけでぜひどんどん進めていただきたいというのが1つあります。

それから、技術的な問題も含めて言いますと、実は運営協議会の前身の、2月の最初に都区市町村で会合を持っていると思うんですけども、そのところで、これが提起をされているのかどうか。されているとしたら、どういう意見があったというのを、ひとつご紹介はしていただきたいなというふうに思うんです。技術的な問題で、いろいろ検討を始めて、みんなないないづくしの中で始めていて、でもやはり並行してというか、食い違って進むと困るなと思いつつもそこまで到達していないという状態。23区でいくと、個別でも構いませんので、ぜひ世田谷区と協議を、といいますか、意見交換を先行させてしていただきたいと思います。区内の中の行政側がやるいわゆるネットワークというのは、少しレベルの違う形で進行してきて、後から追いついてどうだということとはちょっと違うと思いますので、それだけは、もし今まで意見交換をしていなければぜひ早急に、すり合わせというのをしていただきたいと、それだけはお願いをしておきます。

以上です。

○木谷室長　いかがですか。

○福田課長　世田谷については、今年度の補正予算で、たしか世田谷の方はかなり大規模ないわゆる区の事業所を結ぶLANを構築されると。その中で、例えば学校とか、もろもろの施設を結ぶという計画については一応伺っております。

○木谷室長　僕が聞いた限りでは、世田谷は地域のインターネットで結構太い光ファイバーを完璧に既に張りめぐらせていて、動画はもう垂れ流ししてますよね。そういう意味では非常に進んだ区ですので、それを我々の今提案のものに合わせるという話ではないと思うんですよ。したがって、意見交換しながら一番いい方向でいきたいと思います。第1段階の話というのはまさにそのとおりで、とにかくつなぐということだと思えるんですよね。東京都庁もそうですけれども、区市町村もやはり非常にばらつきがあって、この間の電子自治体の流れというのは、大変な飛躍を要求されているわけでありまして、その一番初めのアプリケーションとしてLGWANというものが走るというところで、とにかくまず、そこにつないでもらうということが最低限。費用との関係ですので、どれぐらいがいいか

ということについて、この 128 というのは最低限なんでしょう。

したがって、その位置づけは明確にした上で、将来的には展開していくのだという明確な展望を持った上で話をしていくこと、これが絶対必要だと思います。私の個人的な意見としては、非常に早いのではないかなと思うんですよ。もちろん今の電子調達なり電子申請でいろんな添付の書類も入ってくるということに加えて、この L G W A N という全国 3,300 の自治体と霞ヶ関 W A N をつなぐこの閉鎖的ネットワークが、地方自治の質を変えられているんです。つまり我々が今、1 万台ぐらい、今年の 1 月に本庁に配って、その瞬間にもうすごい情報が飛んでいるんですね。これまでの仕事の仕方、それから知恵の集め方ということに革命的な変化が起きているわけです。これが 3,300 で行われるということは、自治や分権と言いながら、やはりばらばらだったんですけれども、広域の問題なんか解決できないわけですが、これが、この閉鎖的なネットワークを使いながら、各自治体が競い合い、中で協力しあうという、いいものはどんどんまねしていくという形の新しい展開が必ず起きると思っています。それは単にメールを出したり文書交換をするだけではなくて、先進的な企業でやってるようなナレッジマネジメントという、それを全国がやるようになると。そうなってきますと、大変に爆発的に情報量がふえていくということになりまして、そのあたりが、実は日本では早く進むのではないだろうかというふうに、個人的に思っています。

したがって第 2 段階の議論というのは、始まった瞬間からすぐに意識されてくるのではないだろうかと思っていますので、そのときにはコストの意味合いも含めて、十分な情報量が確保できるような回線にどうするかという議論をすることになるんじゃないかなと思っています。もちろん、やってみなければわからない面もあります。

そのほか、本件いかがいたします？ よろしゅうございますでしょうか。

それでは、L G W A N についてのご提案と意見交換をそれまでにさせていただいて。事務局から何かありますか。

○福田課長 いえ。

○木谷室長 それでは次に、いよいよ共同開発・共同運用という、これは 12 月 25 日の中間のまとめの中で明確に出し、その後は自治体連携部会の中でも改めて議論をし、先般 2 月 7 日、都区市町村 I T 推進協議会の中で我々の方から提案をし、今、区市町村の方で大きな方向についてはそれを受けとめて検討が行われています。ただ、具体的にどんな格好になるのかということについては、まだイメージを明確にしていまませんでしたので、きょ

う、それについて事務局の方から報告をさせていただき、皆様のご意見をいただきたいと思ひます。

では事務局、おひひします。

○福田課長 それでは、お手元の資料の自3 - 2でございます。共同開発運用の枠組みについて（案）という資料でございます。これまで議論させていただきました共同開発・共同運用の電子自治体の構築というものを考えた場合、基本的には2つのやり方があるのかなと思ひております。

1つは自治体が主体となって共同でシステム開発をまずやる。それで、そのシステム開発をした成果を自治体が共同運用をする。そのときに運用については民間のアウトソーシングにゆだねるというやり方でございます。この場合は、まず自治体の方から見ると費用の出方としては、開発費をまず一緒に出し合う。そして、後で運用費を出し合うという形態でございます。

それに対しまして2つ目は、自治体の方はシステムの仕様書を提示する。それに基づいて民間の企業がサービスを提供する。自治体の方はコンペティションによって最もいい条件の企業を選ぶ、いわゆるASPあるいは英国ではPFIと呼ばれている方法に極めて類似した方法でございます。

この2つ目の方法の場合、イニシャルコスト、いわゆる開発費がかからないということで、共同運用という性格上、すべての自治体がある時期に開発費を同時に出し合うというのは極めて難しいのではないのかなということを考えると、この運用コストだけの負担で参加ができるということ、それから契約期間をそれほど長く設定しないとすれば、技術革新によるビジネスリスクを民間企業と自治体の間で合理的に共用できるのではないかと考えられますので、（2）の方が望ましいのではないかと考えられます。

それで（2）という方法を前提にしますと、これは政府の方で民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律、いわゆるPFI法と呼ばれる法律ができておひまして、これに極めて類似した流れに準拠してやっていくということになろうかと思ひます。

このPFI法でございますが、これにつきましては平成11年に法律が施行になりまして、平成12年、平成13年にPFIに関する基本方針あるいはガイドラインというものが出されておひまして、ある程度法的な枠組みが整備されつつあるということなんでございますが、これまでPFI法で実施された事例というのは、ほとんどが箱物の、いわゆる公共施設の建設運営というのが中心になっておひます。ちょっと私の方で調べた限りでは、

契約期間がすべて 15 年から 30 年という極めて長期の契約の中で行われているということでもあります。

したがって、こういった電子自治体と呼ばれるような極めて技術革新の激しい分野というものを前提にすると、やはり数年間の契約というようなものを前提にした仕組みを考えていかなければいけないのではないかと考えております。

そうしますと、役割分担でございますが、先ほども申し上げました協議会、あるいはそれぞれの自治体の役割というものがどうなるかというのを少し整理してみますと、最終的にはいわゆる東京都あるいは個々の区市町村が、A S P といわれる事業者の間で契約を個別に締結する。その個々の契約の締結に当たって協議会は、いわゆる P F I 法に類似した事業の流れに準拠して、個別契約を結ぶために必要なガイドラインであるとか情報提供であるとか、個々の調整等を行っていくというような仕組みを考えるのが合理的ではないかなと考えております。

それから参考資料でございますが、これは先ほどちょっとご説明しましたが、平成 13 年に P F I 事業実施プロセスに関するガイドラインというものが出ておりまして、そのガイドラインの主だった流れを書いたものでございます。

まず最初に特定事業の選定ということで、どういう事業を P F I でやるかというのを選定するプロセスがございます。これについては、まず事業者から発案をさせ、事業方針を策定・公表していく。そして、その中で評価・選定をしていくという特定事業を選定するプロセスが入ります。この中で特に重要なのは、ステップ 1 にあります外部専門家とのアドバイザリー契約の締結ということで、最初の段階からいわゆるコンサルタント的な人との間で契約を結んで、その人との助言に基づいてやるということがガイドラインの中であらわれております。

それから 2 つ目としまして、そういう事業が決定した後、民間事業者の応募・選定というプロセスに入ります。このときにはステップ 4 にありますように、特に競争性を担保し、手続きの透明性を確保するということが重要になってまいります。

それから次のページにありますが、ガイドラインの中では一般競争入札ということが望ましいと言われております。あと、考えなければいけない観点として、いわゆる W T O の政府調達というのがございまして、ある一定の額を超える契約については、W T O で言われている総合評価という枠組みの中で考えていく必要があるということで、そういった W T O の枠組みを少し考えておかなければいけないのかなと考えております。

そういった中で事業者選定をし、最後に選ばれた事業者との間で協定というのを締結することになるかと思います。この際には極めて具体的な権利義務関係を取り決める。それから、サービス提供の担保のための規定を幾つか設ける。すなわち、サービス水準の監視、いわゆる問題があった場合の対応であるとか、リスクの分担に関する明確な規定というようなものを、この契約の中に盛り込むことが重要になってまいります。

そしてPFIの事業を実施し、何らかの形でサービスについての監視が行われて事業を終了する。そのような流れが合理的ではないかと考えております。

以上でございます。

○木谷室長 この共同開発・共同運用の枠組みについてですけれども、初めてご提案させていただきましたので、いろんなご意見、ご質問があるかと思いますが。

よろしくお願いします。

○高橋委員 情報通信総合研究所の高橋です。共同開発という案は前回出て、大体皆さん納得したと思うんですが、ここに書かれている最初のところで、方式に関する検討(1)と(2)がございます。でも私は個人的には(2)の方に傾いているわけなんです、(1)の方が確かにイニシャルコストがゼロみたいに見えるんだけど、実はそうじゃない、実質的にはね。それと先々週、サンフランシスコ・ベイエリアのIT企業をちょっと回ってきたんです。そのときに、ASPをやっている企業の方とちょっと意見交換したんですが、今そこでは大企業を相手にASPのサーチやっているんですよ。その中には日本の大企業が数社入ってまして、10社近く入ってたかな、もちろん入っているクライアントの大企業は、当然、自分で自社開発できるだけの力があるようなところがASPのお客さんになっているんです。もちろんアメリカの企業も入っているわけですが。そこは今民間企業を相手にしてやっていますけれども、公共自治体の関係もどうかという話をしたんですね。これはビジネスの対象になるだろうと彼は言うんです。というのはやはり、いろいろと今までも指摘されてますように、技術革新が早いこと。それは大企業以上に公共サイドの方がみずから開発するという力といえましょうか、それとは別かもしれませんが、公益で考えていきますと、やはり弱いところはいろいろ出てくる。そういう意味ではASPというのは行政もサービス体制、ビジネスの対象になるだろうというようなこともありましたので、やはり私の本命としては(2)かなと。あと、制度的にといろいろ懸念するところがあるかもしれませんが、当面こうだろうと。

それから次に、その後の議論のテーマになるかもしれませんが、次のステップと

して今、この懇談会自体、日本で全国の自治体から注目されていまして、Webを見ながら自治体の担当者から時々電話がかかってくるんですが、「この後どうなるんですか」と。非常に興味を持っているんですよ。ですから、まあ、「公表されているとおりです」としか言っていませんけれども、彼らもやはり共同開発・共同運営というものにもものすごく興味を持っていると。彼らの意見もフリーな意見で個人的な意見ということで伺ってますと、やはり(2)のASP方式かなというような気がしています、今のところ。

○木谷室長 ありがとうございます。

確かに、いろんなところから僕も質問とか、偶然会うといろんなところから声をかけていただいて、この懇談会での議論に対して全国の自治体はかなり注目していることは間違いないので、いいモデルをつくっていきたいと考えています。

ほかにいかがでしょうか。

○島田委員 細かいところでちょっと。1の共同方針の(1)でお尋ねしたいんですが、「そのシステムを開発に参加した自治体が共同運用する。この場合、運用は、民間企業によるアウトソーシングにより実施する」。共同運用すると書かれていて、もう1つ、運用はと、この辺はどういうことですか。

○福田課長 余り、日本語がよろしくなかったんだと思うんですが、基本的に1番の発想は、まずみんなで金を出し合ってシステムをつくりましょうと。そのシステムをつかった結果をみんなで、いわゆるサービスとして運用していきましょうと。その運用については、今の世の中の常識を考えれば、それまで自治体の中に持つことはないでしょうと。それはもうアウトソーシングで外で運用してもらった方がいいでしょう、というのが1番でございます。

○島田委員 ということは、自治体が共同運用するという、ここは文言がちょっとおかしいんじゃないかな。

○福田課長 民間にすべての自治体が共同で、外の人に対してアウトソーシングをお願いすると、そういうことでございます。

○島田委員 そうですか、そっちはわかりました。私も高橋さんがおっしゃったように、やはり(2)の方が一歩踏み込んだ方式で、民間活力を利用しながらということで、恐らくこれでやると全国で初めてのケースになるんじゃないでしょうか。そういう意味では東京都もようやく日本の国をリードする施策をと、そういう感じ。感想ですけど。

○木谷室長 ありがとうございます。うちも今ようやく、原始都庁から電子都庁に少し

ずつ浮上したぐらいの段階ですので、余り大きなことは言えません。

ほかにいかがでしょう。

○後藤委員 三鷹市の後藤でございます。今般、この懇談会の中でこの共同開発・共同運用の話が出てまいりまして、私自身も今、直接市役所の中のシステムの開発とか運用の部分も担当させていただいておりますので、こういう考え方は大変進めるべきだと思ってまいりました。ただ、市の中でいろいろ議論する中で、大変大きな問題を含んでいることだと考えておりまして、その部分をちょっと、ぜひ皆さんにお考えをお聞きしたいと思っております。ここで提案されているのはシステムの開発、あるいはシステムの運用だと。では、それを使ってサービス提供をするのは一体誰なんだろうかということなんです。これは当然、東京都であれば都の職員の方、あるいは区市町村であれば区市町村役場の方がサービス提供をする考え方なのかなというふうに思っているのですが、そこ自体も民間にゆだねることができるのだろうなというふうに、今、三鷹市の中では議論をしているんです。現に 14 年度予算の中で、これはもうちょっとしてから議案提示をするんですが、三鷹市のある出張所の窓口業務を、これは市も出資をしている第三セクターですけれども、民間の会社に業務を委託しようと。対応するサービス提供そのものも委託をしようということを考えています。これは福祉の分野では、例えば介護保険等、行政がサービス提供からサービスの枠組みそのものをチェックする、コーディネーションする立場に立場が変わりつつありますけれども、私はそういう大きな問題を含んだ提案になってくるのではないのかなと。これは市民の方あるいは都民の方、それから東京都あるいは区市町村の職員の皆さん、あるいはもっと言いますと、都知事さんと区市町村のトップの皆さんとの間の認識を、その辺まで広げておいていただかないと、これはいけないのではないのかなというふうにもちょっと思ったりしています。これが非常に大きな第 1 点でございます。

それから 2 点目。特にこの共同開発・共同運用で民間の事業者の A S P によるサービス、これは一方で、そこに扱われるデータが、特に個人情報に関わるものが相当入ってくるというふうに思います。そういう意味で、いろいろと心配をされる都民の方もいらっしゃると思いますので、そこに対してきちんと説明ができるような仕組みが備わっていなければいけないのかなと思っております。このあたりをぜひ一緒に、セットで考えていきたいと。

それから 3 点目。もう 1 つございます。ここの中で関わる企業の選定の中で、これは当然システムの開発や運用を行えるスキルのある企業が選ばれてくるわけですが、サービス提供の部分というところで言いますと、私は地域内での企業がそこに深く関わるこ

ともやはり必要なことなんだろうなと。地域の皆さんに対してのサービス提供になってくる部分ですから、そこはぜひ地域内での企業が関わられるような枠組みを考えていくべきだろうと思っております。

3点申し上げましたけれども、ぜひ、このあたりをご議論いただければと思っております。

○木谷室長 3番目は、最終的に事業を実行していく会社が、そういう形になるべきだということですね。

○後藤委員 はい。

○木谷室長 わかりました。これについて事務局の方で何かありますか。3点、非常に大事な大きいテーマですけれども。

○福田課長 まず1つ目の話。ここで書いている前提は、サービスの購入主体を自治体という前提で書いておるんですが、それはある一定の枠組みであって、それをもう少し拡大してサービスを受ける主体が、もう本当に都民であるとか、あるいは市民であるという枠組みを広げれば、まさに後藤委員が言われたようにPFIそのものの仕組みの中で、もっと広い概念でいろんな事業が展開できるのではないかなと考えております。

具体的に、例えばイギリスの事例を申し上げますと、イギリスの場合はここで言っているもののほかに、いわゆるPFIをやっている事業者が、行政からではなくて直接都民なり区民からフィーを取って、それでサービスを提供する。それをPFIでやるというような事例も幾つかございますので、多分そういう方向でここも動いていくのではないかなという感じがしております。

○島田委員 後藤さんのご発言に関してであります。私も個人情報保護については、現在のところ市民は、行政に任せた方が民間に任せるより信頼度が高いんですよね。それはいろいろ守秘義務その他もあるからで、倫理観も僕は行政は高いかなと、こういうふうに思っています。ただ、個人情報保護については、そういう意味では実際は選定と契約ですよ。契約方法その他で、僕は十分押さえられるということでもあります。この場合、アウトソーシングをいろいろ見ていますと、やはり一番自由なところは任せっぱなしになっていて、そのまま交渉力は民間が強くなっていくんですよね。その辺のところの評価を含めて、評価システム。タックスペイヤーにとって、サービスを民間がやっているか行政がやっているか、とにかく安くていいサービスだったら構わないわけです、どちらであろうが。ただ問題は、それについて十分に公平、透明に行われているかどうかの評価、これは行政側

に残るわけでありまして、この行政における役割というのは評価のところ、あるいは日常的なそういう委託の対業者との良好な関係づくりが非常に重要だと思います。

それから後藤さんのおっしゃった中で、地域の事業者も参加できるということですよ？ これ、大事なんですけども、もう1つ一方では、さっき考えられていたように、指名競争、競争入札には絶えず不透明性があるわけですよ。だから、その一般競争入札と地域とをどう調和するか、統合するか。そこがポイントだと思うので、僕は一般競争入札はぜひやってもらいたいと思う。それで、地域事業者についてのその辺をどうやっていくかというようなところの仕組みは、大変重要であると思います。

以上です。

○木谷室長 事務局の方で、2番目と3番目に何か意見がありますか。

○福田課長 2番目の個人情報保護に関しましては、さっき島田先生がおっしゃったように、契約の中で何らかの権利義務関係を明確にするということで対応せざるを得ないのではないかなと考えております。

それから、地域の企業の関係なんですけど、これもやはりさっき申しましたように、事業がある程度大きくなると、いわゆるWTOの政府調達というような関係もございまして、常識的に考えると競争入札、しかも総合評価ということでやらざるを得ないのではないかなという感じがしておりますが。

○木谷室長 後藤さん、ちょっとお聞きしたいんですが。1番目のところなんですけど、まさにこれから非常に大きな問題だと、私は思っているんですね。先ほどおっしゃった三鷹での取り組みなんですけど、サービス提供といっても、いろいろなレベルがありますよね。具体的には行政がこれまでにやってきた、まさにサービス提供のところについては、おっしゃったことがすごくなじむんですが、例えば申請を受けて、それに対して何らかの公権力として意思決定をしていくというところは、そこまでの委託ではないですよね？ 実際に、例えば施設を提供したりとか、給付をしたりとか。給付というのかな、まさにサービスを提供したりと、その部分ですよ。今回の自治体連携のこの仕組みの中で、基幹的なシステムが電子申請、電子調達、それから統合型GISとかいう議論になってますが、その中で、そこにさわる場所というのは何か考えておられるんですか。

○後藤委員 もう1つだけすいません。そこにさわると言いますと？

○木谷室長 そこに関連する仕事の中で、今度は申請があったならば、それを役人が受けて議論をして受理をするとか意思決定をするという。その部分に関わる何らかを、これ

までよりは、もうちょい踏み込んで、その第三セクターに出していくというね。そういうようなことをお考えになっているのかという。

○後藤委員 ちょっと言葉が足りませんでしたけれども、今、木谷室長さんがおっしゃったように、行政として決定をしていく部分については、これはもうそっちにはもちろん出せません。ただ、もう少し議論が戻りますけれども、今、電子自治体の構想が進められている中で、例えば電子申請ができて、あるいは総合行政ネットワーク等でやりとりができて、市民の人が、例えば自宅からインターネットで申請ができれば、それで電子自治体ができるのかということ、ちょっと違うのかなというふうにも思っていて、当然そこに市民の皆さんとの情報のキャッチボールといいますか、問い合わせに対して行って説明をするとか、相談に対してきちんとその問題を解きほぐしてあげるとか。あるいはその具体的なサービスを受けた後のイメージを、きちんと伝えるというようなところが大変大事なんだろうなと。この辺の部分は、ネットワークでフルオートマチックで全部できてしまうのかということ、多分そうではないのかなと。そういう意味でいうと、人的なサービス提供の部分の要素が大きいのかなと思っています。特にそのあたりの部分については、これは外に切り出していけるのではないのかなということを、今、内部で議論をしております。

○木谷室長 非常によくわかりました。

○唐津座長 このとおりなんですが、僕はサービスのレベルをどういうふうにして維持していくのかというのが、非常に厄介な問題であると思うんです。この件をどこかに入れておく必要があるんじゃないか。それはぜひお考えいただきたいと。

○木谷室長 それは自治体側の。

○唐津座長 自治体側の。だからこれを外注してもいいし、中でやってもどっちでもいいんですけれどもね。結局、一般の方々が期待しているのは、そのサービスのレベルなんだよね。どこがやろうと構わない。そこをどうするかというのを、ひとつお考えいただけると非常にありがたいと思う。

○木谷室長 ほかに。

○尾関委員 2つのこと。1つは共同開発の運用の方針に関する件、1のところですけど、結論から申し上げますと、これから進んでいく中では(1)も(2)もありだという状態はつくっていく必要があると思うんですね。例えば極めてローカルな地域で、区市町村の枠を超えて施設を共同運用していくという実態は、一部事務組合にしても、こういう協議会にしても既にあるわけですよ。そういうのをどうするかというときに、例えばそれを

(1) でシステム化をしていく、同時にそれは別の地域で同じようなことを考えている人たちがアプリケーションとして使えるという状態が、一番実は容易に提供されているという状態がそのうち来れば、これは効果は非常に大きい。今、大体私どもは定例会中なんです、どこがどういうふうになっているかというのを、それこそファクスと電話でやりとりしながら、山ほど集めて質問に答えるなんていう作業を、おそらく今は職員はどこでもやっているわけですね。そんなのはあらかじめ、このテーブルの上にありますよという状態、もちろん仕事もそう動いている、動かせるという状態。そういうことから考えると、もう簡単に言えば、どんなに小さいものでも今できかかっている共同運営に役に立つものなら、「あり」だという状態というのを知っておく。それはその後、技術的な開発の進度も含めて、淘汰は一定の方向にされていくだろうと思いますので、そのことはひとつ「あり」にしてほしいということがあります。

それから状況のご報告という意味なんです、先ほどから契約に当たっての個人情報の保護とかそういうのが出ていますけれども、やはりこれは実情を見ると議会と住民の世論、それから自治体の中の意思統一のレベルから見ると、やはり非常に難しい問題がたくさんあるんですよ。そのままでいいということではないです。それで大変恐縮なんですけれども、先ほど一例として出された、いわゆる私的な契約の中で特約情報で縛るというようなことは、恐らく今、23 区ですとどこでも電算の処理の外部委託なんかについては出しているんですね。けれども、それでもって相手方企業がパーフェクトに縛れるなんていうのは——ちょっとここで、こういうマイクの中で言っているかわかりませんが、心からそれで間違いのないというふうに信じられない状況というのが、やはり出ているわけです。いろんな事故の例も。それから国の法律だって、そういう人たちが個人情報を漏えいしたとき、どういう罰則を受けるか。ないわけですね。そういう状態がありますから、それは今すぐやる、としたらそういう方法しかない。だけれども、それだから問題が解決できるのだというふうには、やはりとらえられない。それが実状なんです。ちょっと長くなりますけれども、島田先生が先ほどご提起していただいた、例えば住基ネットとL G W A N が、物理的なネットワークとして何で別にしなければいけないんだということは本当に思うわけです。ところが、ちょうど多くの議会で、住基の全国ネットに対して来年度の予算づけを出していて、いろんなところの議論を聞いているんですけれども、やはりやりとりはどんどん狭くなってきているんですよ。要するに専用回線で一切そこは入らない、一切何もやらない。これだけ行政が法定何項目だけのやりとりであるから心配がありません

んという対応というのを、恐らく、この後3月の末に情報を全部集めてみると過半数のところはそういう対応で、だから要するに予算を議決してほしいという対応を、恐らくしてきた、わかると思うんですね。そういう、いろんな客観的に出される疑問について、こういうふうに限定していく条件を、どんどんつけていくから大丈夫ですという方向に、実は現場ではやりとりが進んでいる。ところが、もう何回も議論されているように、システムの合理性から見れば、そうではないわけですよね。これが実は共同開発で区市町村と一緒にやろうとしたら、やはり、恐らく一番最初にその会議に出てきた人たちが持ち帰って議論しようとしたら、町内で一番最初に説得しなければいけない点というのはそのことなんですね。という意味で、非常にやはりおおらかに、外部との私的契約がこれで成り立つからできるという状況ではないということだけは、やはりご承知おきいただきたいと思います。だからここに出されたことが必要ないということではなくて、やはり論理精密にやりながら、こういうふうに必要な方法というのを共用しながらやっていく必要があるということで、基本的な案については、私はそのとおりでできるだけ早く進めたいなとは思いますが、それでも。

以上です。

○木谷室長 大変面白い議論が続いてます。

○唐津座長 尾関さんの考え方ですね。そういう意味では今国会、もたついている個人情報保護包括法案、僕はあれは早く通してもらいたいなと、こういうふうに思っていますが、実際はなかなか。

それともう1つ、幸い契約以外の条件も自由だと。それはおっしゃるとおりですね。業務委託契約はいろんな各自治体を見ていると、東京都のはまだちょっと見ていませんけれども、やはり現在のソフトあるいはベンダーその他の委託、受託の実態とマッチしていないですよ。業務委託は。どこが一番問題かということ、自治体側の委託契約を見ますと、大体、再委託を禁止するという契約をしているところが非常に多いんですよ。しかし、現在の産業構造の中では、もう実際は再委託あるいは再再委託という構造は、これは悪いという意味ではないので、実態は避けられないわけです。しかし、それに対する委託契約については、再委託は禁止するということで、自治体の免責ができるわけですが、それでは実状を反映しないわけですよ。だから再委託を行った場合のいわゆる契約の仕方、この辺は十分に入れる必要がある。

それから、見ているといろんな罰則規定が軽すぎますね。僕の知っている罰則規定が軽

すぎます。ですから、その辺の契約は大変重要な項目の一項目であると。これは高橋さんに言ってもらった方がいいかもしれない。

○尾関委員 一言だけ申し上げますと、ですから、こういう大きな枠組みでもってやるということは、その両者の関係というのがよりはっきりして、自治体側から見れば、今まで未解決のものは幾つかここで解決してくるだろうということで、積極的な意味は持っているというふうには思っています。

○木谷室長 大変大きな、また、非常に重要な問題に入ってます、まさにこれまでの行政のあり方、それは仕事の手続きの面も含めてこれはいいというものによって抜本的に変わるわけですね。技術的な変化なんですけれども、しかし質に影響を与える大変な変化だと。メリットもすばらしいんだけど、しかしめっちゃくちゃ効率的になるがゆえにリスクもふえると。これをどうするかという話だろうと思います。

尾関さんがおっしゃった点、本当に大事なんですが、僕は2点考えていまして、1つは今回の東京と区市町村の電子自治体の共同開発・共同運用ということ。このこと自体が言ってみれば日本の政府部門における一つのビジネスモデルなんですよ。行政モデルというか。これは単にやり方を変えるだけではなくて、そうしたものを進めていく政府部門と顧客との関係、つまり国民あるいは企業、その信頼関係をつくれるかどうかということだと思っんです。要素は2つあって、この狭いスキームの中で特定のスキームの中で、どれだけ我々が責任を負えるかということをはっきりし、なおかつ、アカウントビリティをきちんと確立をする。これまでとは全然違う透明な姿に見える。リスクはあるにしても、このリスクは非常に小さいねというようなことで構築できるかどうかという点が1点あります。

それからもう1つは、やはりそれぞれの政府部門そのものが、国民から信頼されるものにならなければ、とてもではないけど疑われている状況の中でやはりできないと思っんです。よく北欧との比較がされますけれども、やはり北欧の方では政府に対する基本的な信頼があって、総背番号になろうがどうしても、とにかくいいことをやってくれるんだという信頼がずっと歴史的にあるわけですね。我々の場合には残念ながらそれが極めてない。こういうことをやろうとするならば、必ず悪いことに使うのではないかというふうに顧客が疑っている中で、非常に難しい問題があると思っんです。

したがって、その行政のあり方そのものを顧客から信頼されるものに変えていく、本当の意味での行政改革ということ、我々は真剣にやらなくちゃいけないなと思っていま

す。それがなければ、やっぱり危ないよねという市民の感覚で、我々は事業を進めることができなくなるのではと思ってしまして、これは並行しながら必死にやらなくちゃいけないというふうに思っています。その点が1点。

それから2番目は須藤先生のご意見がありまして、金曜日、たまたま僕は私的にお目にかかる機会があって、そのときにちらっと先ほどの冒頭の話をしたんですが、そもそもこの(2)のモデルが自分はやっぱりいいと思うとおっしゃってまして、福島方式に近いよねと言ってきたんですが、福島の状況というのはどんな状況かわかってます？

○福田課長 福島県は(1)と(2)のどちらにするかというのは、まだはっきり決めていなくて、両方を並行して検討していこうという状況でございます。

○木谷室長 ほかに(2)の方法を検討している県というのはありますか。

○福田課長 高橋さんの方が詳しいのかもしれませんが、私の知っている限り、この辺の具体的な仕組みを検討しているところは、まだないと思っているんですが。

○高橋委員 確かに、担当者の方々が個人的に興味を示しているのはあちこちあります。ただ、それが具体的にというか、あるいは公式の場で議論されているということは、僕もまだ知らないです。

○木谷室長 わかりました。ありがとうございました。

というようなことを考えてみますと、今回の、さっき僕が言ったことに関連をするんですが、もしかすると、3番目にやはり新しいモデルができるなというふうに思うんですね。この前、全国の知事会のIT部門の幹事会というのがありまして、十幾つかの都道府県のIT担当者と僕は意見交換をしたんですが、ほかの県では意外と県と市町村の関係ってうまくないですね。県がやろうよと言っても、なかなか市町村が集まってくれないとか、あるいは政令指定都市と県との関係が悪いとか。非常に複雑な状況を抱えているようです。そういう点では、意見を聞きながら思ったのは、本当に幸いにして後藤さんや尾関さんのご協力を得ながら、この東京の中では東京と区市町村の関係が、少なくとも1年前に比べるとかなり良くなったなど、僕は実感として感じるんですよ。これは3回開いたIT推進協議会の中でも感じたことなんですが、そういう意味でお互いに信頼関係が今、深まってきているという中で、顧客との信頼関係はもちろん東京都もまだまだなんですけれども、そこに進んでいく非常に大事な条件の1つが整備されてきている中で、この議論を初めて行うことができているんだということで、これには懇談会の議論は非常に透明で説得力があったということでの皆さん方のご協力といいますか、お力によるものですが、東

京都としては大変にうれしく思っているところであります。

実はきょうの午後に記者発表することになっているんですけども、電子調達について、コアコンソーシアムというのがあり、国土庁の改革ですけども、そこに東京都だけ参加していなかったんですね。46 道府県が参加しているんですが、いろんな事情があってこれまでコアコンソーシアムの協議会に参加していなかったんですが、ここに来て参加することに決めました。詳しい内容は午後の記者発表に出ますけれども、この間、国土交通省、総務省と我々がかなり緊密な連携を取っていきまして、ほとんど考えていることがよく似ていると。国も e 部門については、もう縦割りの感じが非常に少ないですね。省全体ではあるにはしても、e 担当のところではやはり新しい、言ってみれば政府のモデルをつくっていききたいと。それも自治体と緊密に連携してやっていききたいという向こうの誠実な思いがたくさん伝わってきてますので、我々も非常に議論がしやすくなっていると。この東京はやはり首都ですので、東京都と区市町村との連携ができ、国の省庁とも連携ができ、というふうになりますと、かなり前向きに進めるなど。これがどこにはね返ってくるかというと、最初のスキームの中での事業そのもののリスクが低くなるということなんですね。そうなってくると、事業をやっていく会社の顧客というのは直接には自治体になるわけですから、その自治体の連携ができてたくさん参加してくればリスクが低くなり、したがって事業の見通しが立てやすくなってくるというので、P F I における一番大事なところも同時にクリアされていくのではないだろうかという気がしています。

いずれにしても、ここのところというのは、区市町村ごとの現状が全く違いますし、トップの意識も全く違うし、実際にやっている仕事の仕方も違うという中で、これから相当議論して進めていくのだらうと思うんですね。そういう意味では、ここでこういう方向でいくということであるならば、これは東京都として区市町村に提案をして、改めて正式にこの内容について議論をしてもらおうと。それは十分に吸収して、みんなに本当にそうだよねというふうに言ってもらった段階で進むというふうにしたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

ということで、とりあえずこの案件についてはよろしいですか。

○唐津座長 結構です。1 つだけ。実は皆さん、静岡県がやっている棚卸制度を御存じですか。この間静岡の知事に会いましたら、最近はこうなっていると一番新しいのをくれて。あれ、非常に勉強になります。私も不勉強で、それをよく読んでなかったんですけどね、これと直接関係いたしますから、ちょっと後ほどご紹介するチャンスをおつくりになって。

どうもありがとうございました。

○島田委員 あそこはグループケアでノーツでやっているんですけど、公開している。

○木谷室長 唐津先生が棚卸制度を一番初めにおつくりになったというのを、私、承っております、引き継ぎ、静岡、この面では本当に先進県ですね。非常に進んでいるというふうに伺って。我々も勉強に出かけて……。

○唐津座長 それがね、おかしい。この間、今度のワールドカップでホテルにあれ、あげましょうって東京都がやったでしょう？ そうしたら知事から手紙がきて、うちは忘れていたと。ぜひやります。その手紙と同時に最近のやつを送ってくれた。非常に熱心です。なかなかすばらしいです、あの人。

○木谷室長 ホテルのブロードバンド化への補助は、まさにこの懇談会、先生のご発言が直ちに 13 年度の補正予算に反映されたという、都庁では考えられない。1 年短縮したわけで、普通だったら 1 年後に初めて議論になっていることが、1 年前にできちゃうという、すさまじい話なんですけれども。あれがほかの県にも波及したんですよ。静岡のほかにもちょっと聞いたんですが。何か、2 ～ 3 県波及したというふうに聞いています。

○唐津座長 そうですか。静岡県は 5,000 万出すって言っていました。

○木谷室長 それから、アウトソーシングのところというのは、本格的なアウトソーシングというのは我々もまだ体験したことが……先ほどもちょっと補足を忘れたんですけども、まさにサービス提供部門をどうするかというのは行政改革の中ですごく大きな話題で、それが三鷹で早くも議論になっているというのは、僕はすごいなと思ったんですが。そのあたりのアウトソーシングの考え方については島田先生がずっとご専門で研究されてきましたので、また引き続きお知恵をいただきたいと思っています。

それでは、きょうの最後のテーマですが、自治体連携部会の骨子について、事務局から説明します。

○事務局 それでは資料の 3 - 3 でございますが、自治体連携部会報告書骨子（案）につきまして、ご説明させていただきます。

今回は 12 月の中間のまとめとその後のご議論を踏まえまして、骨子という形でまとめさせていただきました。最終報告書の方はこの骨子に肉づけをしていただくということでおまとめいただく予定でございます。

では中身に入ります。まず 1 番ですが、住民サービス向上のための自治体連携の推進ということでございます。（１）東京都の役割としまして広域的自治体としての総合調整機

能の発揮を挙げております。これに対しまして現在の課題でございますが、広域的自治体としての都の役割が十分果たされていないというようなことで、これまで自治体間の連携、あるいはここでは多摩地域との連携が不十分であるということが現状で挙げられております。この辺ですが、懇談会ができて以来、急激に改善してきているとは思っております。

それから、重点的に取り組むべきものでございますが、連携を強化するということで、都区市町村IT推進協議会の充実・強化、あるいは今後、七都県市との強化等にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから連携に向けた施策の展開としまして、GISの構築・運用ですとか、そういったモデル的なテーマ等を整理していく必要があるというふうに考えております。

さらにLGWANを活用した連携の推進を図っていく必要があるだろうということを挙げています。

次のページに行きまして、2の基礎的自治体における電子化・情報化の推進でございますが、都の役割としまして、連携に向け区市町村・七都県市と協調した電子化・情報化の推進が必要であること。あるいは組織体制の整備としましてBPRの推進、それから事務事業の見直しが必要であるということを挙げております。

(2)の都の現在の課題ですが、自治体間で情報化の進捗度に格差があると。あるいは異なる事務処理が存在するなどの現状があります。これを受けまして、都が重点的に取り組むべきものですが、区市町村に対しまして電子化・情報化の情報提供、国の施策の情報提供、あるいは情報化を進める上での補助金等の情報提供、こういったものをしていく必要があるだろうと考えています。

それから、スキルの問題としまして、都庁もそうです、区市町村もそうですが、IT活用をするための能力をまず職員が身につける必要があるということで、研修機関ですね、都・特別区、あるいは市町村の研修機関が協力しまして体制を整備していく必要があるだろうと考えているところです。

それからBPRの推進でございます。これは都庁の方で新聞記事、参考資料の3-3の最後のところに出ておりますけれども、ITで都庁を変えようフォーラムというようなことを開きまして、BPRについて私どもIT推進室の企画担当ラインの方で、都庁の業務改革ですとか、事例の提案ですとか、そういったことを取りまとめて会議等を開いております。都庁内部では、同時並行的にそういった取り組みをしているところでございます。

次の３ページ目でございますが、電子自治体システムの共同開発・共同運用の促進でございます。まず東京との役割としまして、都と区市町村におきましてシステムの相互利用体制の整備を挙げております。あるいは、その後、七都県市との連絡調整、あるいは協議をしていくということでございます。そのほか、i D C、A S P、P F I 活用の検討を挙げております。

これに対しまして、現在の課題ですが、各自治体個別のシステムの構築・運用では、コストの問題ですとか人材の不足などの点で、個別のシステムの構築というのは容易ではないといった現状があります。

そこで都が重点的に取り組むべきものとして、システムの共同開発・共同運用、先ほど来話がでておりますが、区市町村、七都県市と今後共同して行っていくことが必要ではないかということでございます。現在、東京都で鋭意取り組んでいるところでございます。

冒頭、私の方から申し上げましたが、２月７日の区市町村共同運営協議会、この設立のために説明会を開きまして、このページの中黒の最後、下から８行目になりますが、「都区市町村電子自治体共同運営協議会」の設立に向けて今後準備を進めて、来月もしくは４月早々に、具体的に会議を立ち上げていきたいと思っております。

最後のページになりますが、そのほかアウトソーシングですとか、L G W A N の活用について検討研究すると共に、区市町村への情報提供が必要であることを挙げております。

以上が本部会の骨子でございます。今後先生方のご意見等をいただきまして、最終報告書に向けて取りまとめを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○木谷室長　ありがとうございました。非常に盛りだくさん中に入っておりますが、いかがでしょうか。もし、この場でご議論いただけることがあるならばお願いをしたいと思います。

○尾関委員　質問いいですか。東京都として重点的に取り組むべきものの項目の上の方で、基本的なコンセプトの最後のダッシュの後、平成 16 年度の運用の開始というのは、先ほど資料の方でご提供いただきました新聞記事でも出ているんですが、今の段階で都の方針として固まったという受けとめ方をしているんですか。この辺ちょっと、どっちなのかなと。

○木谷室長　基本的コンセプトのところの各項目についてですか。

○尾関委員　じゃなくて、平成 16 年度運用の開始のところですか。固まっていれば、それ

はそれですごくうれしいことなんですけれども。

○福田課長 これについては基本的にまず国等のスケジュールを考えると、平成 16 年度から運用をしていくのが合理的ではないかということで、ここでご提案し、それをここにあります区市町村の協議会の方にご提示して、区市町村の方も基本的な方向性としてはご了解をいただいております、そういう状況でございます。

○木谷室長 ほかに何かご意見があれば。都区市町村の IT 推進協議会というのは、去年の 4 月につくったんですけれども、その後メーリングリストをつくりまして、区市町村の IT 担当者同士ではかなり緊密な実は情報共有が行われています。質問が出れば、それにまた答えるという形で、この最終的な報告書についても区市町村に非常に関係しますので、緊密な意見交換のをしながらつくっていきたいというふうに思っています。もちろん、この懇談会の委員の方々からもどんどんご意見をいただいて、ML で意見を出していただければと思います。

事務局の方で、ここは特に力を入れて書きたいとか、何かありますか。

○福田課長 全部、力を入れて書きたいとは思っていますが、多分この中で特に新しいビジネスモデルとして、東京都としてはこういう格好で共同開発・共同運用をしていくのだという全国の自治体に対するメッセージを、特に力を入れて書くといいのかなと思っているんですが。

○後藤委員 全体を通してなんですが、これはきょうお示しいただいているのは骨子案ですので、文章化された段階で多分入ってくるのかなと思うんですが。念のため申し上げておきたいのは、先ほど室長さんの話にもありましたように、住民として、都民あるいは市民の信頼を高めるといいますか、我々は満足度を高めるというふうに考えているんですが、そういう視点が必要なんだということを、ぜひ盛りこんでいただきたい。これは恐らく、1、2、3 のどれにも共通することなんです、特に 1 番、2 番のところではそのあたりの視点を明確にいただけたらということが 1 点ございます。

それからもう 1 点。これは 2 番の基礎的自治体の (3) の東京都としてというところになるのでしょうか。いろんな状況がございますので、例えば区市町村に対してこういうシステム整備といいますか、そういうところへの財政的な支援というのはなかなか書きにくいのもかもしれませんが、例えば東京都と区市町村とでいろんな事務を一緒にやるようなところで、実際に各区市町村に対して事務の枠組みの残るというようなものが、現行ございます。こういうものの見直しの中で、こういうシステムづくりを一緒にやっていくよ

うなことを誘導策として明確にできないのかなと、ちょっと思ったりしております。

○木谷室長 事務局どうですか。

○福田課長 検討させていただきます。

○木谷室長 1 番目の都民の信頼を高めるといふ、実は電子政府、電子都庁もそうなんですけれども、全体としてその利便が良くなって、都民サービスなり施策の向上につながるんだということをずっと言っているんですけども、どちらかというと、やはりそれは前段にあって、その次の、やれ、ネットワークがどうだとか、システム開発がどうかというので、非常に技術的な感じがしてしまうんですね。それが国民から見ると、もうひとつなじめないところじゃないかと思っています。さっき、まさに、ああいう仕組みをつくったときに、当然プライバシーの問題とか総背番号とか出ますので、それに対してやはり応えられる、顧客に満足してもらえ、顧客が信頼してくれる、そういう政府をつくっていくんだというコンセプトは非常に大事だと思いますので、それは全体の中で位置づけたいと思っています。

それからもう 1 つ個人的に思っていますのは、分権の流れがありますよね。これはもう 90 年代ずっとやってきて、いまだにやって実際に進んできているのですが、全体が国から地方自治体へと。それから地方の中では広域的自治体から基礎的自治体へと。身近な政府は基礎的自治体なんだということが、ずっと言われてきているわけです。一番よくわからないのは、実は広域的自治体は何をすべきかということなんですよ。これが実は都庁でも問われていまして、この間やってきた都区市町村の連携を進めていく過程、これができた時点で、今、国との連携も良くなり、なおかつほかの 3,300 万のいわゆる七都県市というところとの連携に、我々は踏み出そうと思っています。

そうした中で、そういう機能が、まさに広域的自治体としての非常に本質的な機能の 1 つなのではないだろうかとは私は思っていて、事業をどっちがやるかみたいところで競う時代では全くなくなって、それはもう民間と基礎的自治体との関係でもそうになってきているということを伺ったわけですから、そうではない、個々の区市町村、基礎的自治体では解決できない、あるいは個々の広域的自治体では解決ができないものについて、都道府県の役割はすごく大きいんだということがわかってもらえるような中身になれば、非常にいいなと考えています。

ちょっと補足で、ここでご報告しておきたいんですけども、新聞情報の中で 2 枚目のところに、「都、電子自治体へ協議会」これは日経新聞の 2 月 20 日の新聞なんですけれ

ども、大体この懇談会でもお話ししていただいている内容が入っています。その最後の方に、「都は区市町村のＩＴ担当者 10 人程度を受け入れ、自治体間連携の支援業務などに携わってもらう。将来各自治体でＩＴ推進の中核となる人材を育成する」というのが入っています。実は本格的な自治体連携を進めるといときに、本当に各区市町村ばらばらですので、これは東京都がやってしまうと均一化してしまうことになっていますので、これは大変間違ったことだと思います。そういう意味では、進んでいるところにはうんと進んでいただいて、なおかついろんな事情で進みにくかったところについて、急速にそのレベルをアップしてもらうという形で、ＩＴ推進室にこの自治体連携機能を 4 月につくろうということで、これは非公式にぜひ派遣をしたいということで、あるいは公式にきたものを行政部の方でまとめていただいて、大体 10 人になったということであります。この 10 人と私ども東京都のプロパーの人間も含めて、自治体連携を本格的に推進していく機能を 4 月から実際に果たしていきたいということで、今準備をしています。いろんなことを考えていまして、これまでは三鷹がうんと進んでいらしゃったと。三鷹が進んでいたのにもかかわらず、基本的には余りほかのところを見ないんですね、僕たちもね。東京都も、じゃあ三鷹で実際どうやっているのかということについては、余り勉強しないと。情報では多少知っていてもね。だからほかの区市町村もほかのところと連携してやっていったり、競ったりというところが、これまでは少なかったように思います。この自治体連携機能の中で、協力しあうことはもちろん、大いに競争しよう。お互いの情報がスースー入ってくると、言ってみれば情報鎖国が解ければ、「おお、こんなことをやっているのか」と驚くことばかりなわけですよ。それをお互いにやる中で、それぞれの地域の特長を生かしながら、前に進んでいる自治体の例が、ベストプラクティスがほかのところにも伝わり、そういう中でそれぞれの自治体の雰囲気も非常にクリアなものになっていくというようなことを期待しています。これをさっき L G W A N で言ったのですが、東京都がやることによって全国の自治体との関係でもそういうふうになっていくことができるんじゃないかなというような気がしていまして、大変大事な東京都の機能になっていくのではないかと思います。

○唐津座長 実は私もこういった新しいことを考えた会をたくさん知ってるんですけどもね、いっぺん、みんな呼んで大会をやりませんか。びっくりするんですよ、ああいうのを聞かせますとね。それをいつやるかは別といたしまして、なるべく早い機会にね。こういうところまでできているよという話を皆さんからしていただきますと、あれ、本当にびっ

くりするんですよ。私も国際会議なんかというのは、特にそのために非常に役に立つんですけれどね。

まあ、ちょっと変わった話をすると、実は昨年 10 月にラスベガスでちょっとした大きな会議があったんです。そこで驚いたことは、アメリカは全然元気がない。日本とヨーロッパは元気があるんです。それは何かと言いますと、パソコンがご承知のように今年からほとんどコードレスになっちゃっている。これは元は何かというと、i モードなんですよ。あれの延長線上で日本はみんな考えているわけです。だからインターネットも何も、何と携帯電話でやれるわけですね。こういう発想はアメリカになかったわけです。そういうことで、もちろんアメリカは一生懸命やり出しましたけどね。だから、お互いにそういう新しい情報を交換するというのが非常に役に立つと思いますね。どこか、知事にでもお話しして、これやりませんか。そうしたらみんな「うえーっ」てなことがいっぱい起きますから、ぜひお願いいたします。

○木谷室長 唐津先生から大変いいご提案をいただきましたので、3 月まではちょっと議事中でもありますし、多分この報告書をまとめるのに事務局の方も四苦八苦していますので、この報告書が出て、その後 14 年度どうしていくのかというのは、また皆さんと検討させていただきたく思います。多分今のあれから言うと、相当にいい報告書がおかげさまで出せるだろうと思っています。その報告書というのは、単にすばらしい理想を書いただけではなくて、実際に今、現在進行中のものとして我々出すことができますので、そういう意味ではインパクトも高い。その反応も見ながら、ぜひこの電子都市懇談会の成果を全国に共有してもらおう、全国はちょっとオーバーかな、少なくとも東京都の各区市町村、それから都民の方々も含めて意見交換をして、そこに全国のベストプラクティスを持った方々にも参加していただけるような、そんな集会をぜひ都庁の大会議場でやってみたいのと、ちょっと夢を語りまして、多分夢を見ていると現実になりますので、そんなことを今、考えました。

ほかにまだ、きょうは非常に議論の進展が早くて……。島田先生お願いします。

○島田委員 2 番目のところの基礎的自治体における電子化・情報化の推進ということで、業務改革の推進、BPR の推進というのが 2 カ所ほど出て、最近これにも東京都は取り組まれているのは大変いいことだと思うんですけども、実際、やはり業務改革と IT とのセットというのは大変重要でございます。しかし、国の電子政府でも、あるいは自治体でも実際は掲げられているんですけども、どちらかというと、看板倒れに最もなりやすい

ところなんですよ。それはなぜかという、これまでこれの経験がないんですよ。これまで本格的な経験がないんです。それで、どういうことが必要かと申しますと、これはなかなかIT推進室だけではできないんですけれども、それから前に私が昨年ですか、都庁の電子都庁づくりに参加したときにも申し上げたんですけれども、実際は今メーリングリストなどを活用して、運動としてそういう気分を出されているんですけれども、実際、なぜ効果が出ないかというところは、目標の設定にひとつあるんだろうと思うんですね。

結局、電子化というのは化粧を落とすと素顔は何かということ、目的は、私はやはり、現行の業務を機械に置きかえる、代行、置きかえですよ。それはまさに省力化と増員抑制も含みますけれども、省力化ですよ。それからもう1つは、意思決定支援ですよ。それから民間企業ですと、もう1つ、3番目は、最近は競争優位というか、戦略的に情報技術を使って競争優位のためと、この3つしかないんです。この3番目は行政にちょっとなじみませんので、今言った意思決定支援と置きかえなんですよ。置きかえの効果というのをどういうふうになるかということについては、やはり行政体として省力化目標、あるいは増員抑制をどういうふうにマクロとして設定していくか。それとBPRとどう連動させるか。こういうところが一番大事だと思います。

それで、今までのところ行政体についても、例えば行政需要はどんどん出てきています。行政需要が今のままでいくと、どういうふうに膨らんできているかという、そういう計数的なモデルも、ちょっと全国の自治体では僕の知っている限りでは余りつくられていない。そういうようなこと、増員抑制と省力化ですよ。その辺について、IT推進室の垣根を越えた目標をどう立てるか。そうしないと結局BPRというのは運動としてやっても、やりましょう、やりましょうとなっていくと、結局は出るんですけれども、どちらかというと片隅の問題ね。できるだけやりましょうということで、片隅の問題の山になっていくので、それが余り効果に直結しないですよ。そういうようなところにも、東京都がどういう役割を果たすかということは、全国の自治体に先立って大事だろうと思っております。

ちょっと厳しいことを申しました。この間、伊藤忠の丹羽社長が何かに書いておられました。小泉構造改革の行政改革で、公務員の数が半分にすくくらいの目に見えることをやれば、我々は行政に対して信頼を置くと。そういうことを言うておりましたけれどもね。住民はかなりその辺の小さな政府ということを、やはり期待していると思いますので申し上げます。

○木谷室長 ちょっと私の方から島田先生にお答えをしたいと思うんですが、先ほどご紹介しましたように、今、ここを変えよう！都庁の仕事というやつですね。「ここ変え！」とかと省略していますけれども、ここが変だよという問題がどこにあるのか。それから、ここを変えようという具体的な改革提案ですね。それから、ここが変わったというベストプラクティスを職員から集めています。こういう提案制度というのは昔からあるんですけども、今回どこが違うんですかというふうに聞かれるんですね。私は2つ答えています。1つは今回ITを使っているということですね。事業所の職員から、我々は事業所の職員に対しても非常に情報を出しています。特にメーリングリストを使っています、今2つのメーリングリストがあります。ITトーキングという、これは我々が主催しているメーリングリスト。もう1つはワイワイというのがありまして、これは有志ですけども。両方で500人ぐらいの職員が実は参加しているんですよ。毎日、行革の議論をがんがんやっています。きょうの朝、私が受け取ったある局の職員からのメールですけども、100書いてあるんですよ、ここが変だよという。それは具体的な手続きから都庁の大きな仕組みの問題も含めて、非常に率直に書いてあります。このままちょっと出せないなというぐらいな。そういうことが、誰が聞いているかもわからない、見ているかもわからないメーリングリストの中で出てきているということだけで、相当風土が変わってきていると思います。

2番目は、我々が本気だということです。今回は本当に都庁を変えようと思っています。この2つでこれまでとは違うんだよということです。でも、それだけで本当に変わるのかというのがあります。ほかでやっている場合には、もっと違うものがあると思うんですが、我々が今、提案を担保する仕組みとして考えているのが、どんな提案が上がったのかということを、その内容をすべてインターネットで公開しているということなんですね。ホームページに載せています。28日が締め切りなんですが、今それに向けて、いろんな人間たちが最後のラストスパートをかけようとか言って、かなりたくさんの職員たちが具体的な提案を出そうとしています。

もう1つは、提案されたものをこれまでは、「どうもありがとうございました」で終わりだったんですけども、それに対して所管するところがどう回答するのかということ、所管にアカウントビリティを要求をしようというふうに思っています。つまり、都民に対して説明責任があるならば、当然内部からの質問に対し、あるいは提案についても、これをやるのかやらないのか。やらないとすれば、なぜやらないのかということをお答えする義

務があるでしょうと。それが職員と都庁との信頼関係を増すことになりますので、これを集めてこれもインターネットで公開しようと思っているんです。それがどうなるのかということですが、別に罰則があるわけでもない。答えなくてもいいんですが、ただ、こんな簡単なことがなぜできないの？あるいはそれに対する有効な回答がないということが、誰にも見えるということになりまして、これは実は行政改革を推進していく非常に大事なポイントではないかと思います。

つまり、徹底した情報公開の中でやっていくというのが、我々の一つの戦略なんですね。トップダウンで知事が幹部を集めて命令をするというやり方もあるんですが、我々はIT推進室らしく、こういう形でやっていこうと思っています。単純にこれで全部うまくいくなんていうことは考えていなくて、さっきちょっと申し上げましたけれども、業務プロセスの上に実はシステムというのがあります。これは予算であるとか人事とか組織のつくり方とか。その上にそもそも行政がこういう仕事をやっているのかとか、そういう団体そのものが要るのか要らないのかという大きな制度の問題も含めて全部、多分一緒に議論をしていくことになるんじゃないかなというふうに思っています。

○島田委員　そういう意味では、僕は木谷室長とはもうほとんど基本的考え方が同じで、いつも感心しております。

あと、唐津先生にもご意見をお聞きしたいのですが、もう1つ大事なのが、職員がジョイフルワークといいますかね。最近は萎縮しているんですよね、地方自治体がいろいろバッシングに遭いましてね。それでジョイフルワークには何が必要かなということを私もよく考えてみたりするんですが、先生、以前やられていたTQMなんかそうですね、あれはもう陳腐化というか、運動としてはもう停滞しているんですけれども、過去においてやられた経験が行政にまで行かなかったんですよね。あの辺で、今は何か一部の福岡市とかその他が何かそういう運動をやって、言ってみれば、とにかく職員が喜々として満足して仕事ができなければ、やはり市民に対して絶対に住民満足を与えられないんじゃないかという意味では、職員の活性化が非常に大事なんですけれども。その辺についてはどうも今、いわゆる停滞の状況なんですよね。その辺についてどう考えたらいいのか。

○唐津座長　私、非常にいい提案だと思う。私はそっちが商売ですからね。

○木谷室長　全体としてみるならば、まだまだ停滞している。これは政府も全体でそうなんですけれども、ただ我々が感じているのは、やはりe部門から、新しい流れが起きているなという。これは都庁だけではなくて、区市町村を見ても国の方々を見ても、そのこと

を非常に強く感じます。違う分野の方々でも意見交換をすると、実に驚くほど状況認識それから方向についての考え方が実は似ていまして、それに我々も非常に勇気づけられている気がいたします。3月まで、まだあと1月ありますが、4月になった段階で「おお、結構都庁が変わったね」というふうに思ってもらえるように多分なと思いますので、どうぞ期待いただきたいと思います。

○島田委員 関連して、後藤さんと尾関さんの自治体でも、職員の満足度は現在どうなんですかね。

○後藤委員 職員の満足度と言われますと、大変心もとないところがございまして、きのうも職場で夜11時過ぎに、「何でこんな時間にこんな所で、一緒に顔を合わせて仕事をやっているんだろうね」というような会話をしましたけれども。ただ、程度的にそういう形で職員の調査をきちんとしているわけではないんですが、三鷹の場合ですと行政評価ということを進めていく中で、一定職員の中でそういう行政評価そのものについて調査をしたりしております。そのアンケートの中でも、そのこと自身について職員が基本的にしっかり認識といたしますか、ある意味での満足しているかどうかということについての調査をしております。思ったよりも高いかなと、私自身は思いましたけれども。ただやはり、ご指摘の点、これからきちんとしていかないと、先ほど来、住民の満足度ということを申し上げましたけれども、職員も、おっしゃるとおり満足ができるといたしますか、モラルを持ってできる状態をつくっていかないと、やはりうまくいかないかなと思っております。

○木谷室長 それでは、そろそろ時間になってきました。

○尾関委員 すみません1つ。私も急いでますので。先ほど唐津先生から、大会はどうかということで、私どもも決して十分な状態とは思いませんけれども、初回に申しました電子申請・電子文書推進協議会という日本社会学会周辺のところでは、一応ツアーのような形で地方ごとに集めて、東京を出発点にということでやっていますので、ぜひそこら辺の実績等は余り多く出していないけれども、一度何か情報の交換をしていただけたらと思います。特徴はもちろん総務省の情報政策室の大きなご協力も得ているんですが、例えば、行政書士会の全国連合会とか電子申請のかなり大きな比重をこれから占めると思います。そういうところとか、民間のベンダーさんも量としてはかなり大きく、参加し、もちろん自治体がそれについて事例を発表しながら、ということで今地方ごとに進みつつあるというようなこともありますので、一応ご紹介しておきます。

以上です。

○木谷室長 それでは、事務局の方から事務連絡に入りたいと思います。

○福田課長 次回の予定でございますが、3 - 4 に書かせていただきましたように、3月28日に最終の全体の懇談会ということで、ここで最終的な報告書についてご審議をいただくということを考えております。場所は今、調整しておりますので、追ってご連絡させていただきます。それに当たって、この部会としての報告書を3月の中旬、10日過ぎぐらいには皆様方の方にお送りしてご意見をいただくというような段取りで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○木谷室長 一言。

○唐津座長 さっきのTQMの話。僕は、あれから見たらばかばかしいですわ。だからまた考えましょう。

○木谷室長 それでは、最後の全体会に向けての最後の自治体連携部会になりましたけれども、部会としてはこれが最後になります。去年の11月から非常に短期間に、しかし、非常に濃密なご議論をいただいて、本当にありがとうございました。これによって相当に都庁の議論が前に進んだと、大変ありがたく思っています。

先ほどもちょっと申し上げましたが、都庁も偉そうなことは全然言えないというのは、前にも申し上げましたが、98年度の通信白書で都庁は全国のびりだったんです。最下位という。唐津先生がそのことを石原知事に言ったら、石原知事が烈火のごとく怒ったという。僕はその場に居合わせたものですから。しかしこの2年ぐらい、そこから出発して、本当によく都庁もがんばってきたなというふうに思います。それから皆さんのお力もいただいて、ここまで変革してきたと。まだまだ都庁は巨大ですので、全体として見るならば、変化のレベルを考えればまだまだ低いという、まだまだ職員が元気がないとか、いろいろありますけれども、ただ大事なのは変化の方向と変化の速度なんだろうと思うんですね。その2つについてはそれなりにきたという実感がありますので、ぜひ引き続き、皆さん方のお力で一緒に浮上できるようにしたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、きょうはこれで終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前 11時53分 閉会